

会社オーナーの 貸付金・借入金 をめぐる 相続実務

Q&A
と事例

共著 高木 康裕 (税理士)
小松 進 (税理士)

新日本法規

は し が き

同族会社とオーナーの間においては、比較的容易に資金の融通ができるため、貸付金・借入金が存在する場合があります。特にオーナーの貸付金については、相続が発生した場合、額面どおりに回収できるのであれば何ら問題ありませんが、オーナーの高齢化に伴って会社の経営状況が悪化しているなどの理由から、「回収が不可能又は困難」であるとして相続税評価額が問題になることが少なくありません。また、貸付金が多額である場合には、ただちに回収できないと納税資金が不足することもあります。

本書は、相続税実務を行っている中で、そのような相続後のトラブルが生じないようにとの思いから、貸付金・借入金と相続税の関係、評価方法、その解消方法としての生前対策を中心に解説しました。また、より理解を深めていただくため、貸付金に関する裁決事例や裁判例も掲載しました。本書が同族会社とオーナーの間の貸付金・借入金に関わる税務実務に携わる皆様の一助となり、相続後のトラブルが生じないように願っております。

本書の発行について、新日本法規出版株式会社出版渉外局杉浦葵遥氏をはじめ、関係者の皆様に多大なご協力を頂きました。心より感謝申し上げます。

令和8年6月

高木 康裕
小松 進

著 者 略 歴

高木 康裕（税理士）

<略歴>

- 平成12年 第50回税理士試験合格
- 平成13年 慶應義塾大学経済学部卒業
- 平成13年 藍和共同事務所（現 あいわ税理士法人） 入社
- 平成17年 税理士法人エーティーオー財産相談室 入社
- 令和3年 税理士法人エーティーオー財産相談室 代表社員就任

<主な著書>

- 『土地の有効活用と相続・承継対策』（税務研究会出版局、平成31年）
- 『相続財産の「とりあえず共有」5つの解消法』（共著、税務経理協会、平成30年）他

小松 進（税理士）

<略歴>

- 平成3年 仙台国税局に採用
東京国税不服審判所、東京国税局審理課・資料調査第二課等の主に資産課税に係る審理事務に従事した後、市川税務署審理専門官を最後に退職
- 令和3年 税理士登録
- 令和5年 税理士法人エーティーオー財産相談室 社員税理士

第1章 はじめに

〔Q1〕 オーナーの貸付金・借入金と相続の関係は



会社に対する貸付金又は借入金を有しているオーナーに相続が発生した場合、その貸付金又は借入金はどうなりますか。また、どのようなことが問題になりますか。



オーナーに相続が発生した場合、貸付金は債権、借入金は債務として相続・承継されます。

オーナーの貸付金（会社からみれば借入金）は、会社が返済可能であれば、特に問題はありません。しかし、相続税では、会社が債務超過であり、資金繰り等の都合からすぐに返済するのが困難な場合であっても、オーナーの会社に対する貸付金は課税財産となり、多額の相続税が発生することがありますので注意が必要です。

オーナーの借入金（会社からみれば貸付金）は、相続税の債務控除ができますので、相続税では基本的には問題になることはありません。ただし、保証債務については、原則として債務控除することができません。

また、貸付金・借入金は、遺産分割や事業承継の足枷となることもありますのでご注意ください。

解説

1 相続税

(1) オーナーの貸付金と相続税評価額

相続税では、原則として、貸付金は「元本と利息の合計額」で評価します(評基通204)。例外的に、「その債権金額の全部又は一部が、課税時期において手形交換所で取引停止処分を受けたときなどの他、その回収が不可能又は著しく困難と見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない」とされています(評基通205)。

この例外的な評価の適用は、課税庁との争いが多く、悩ましい問題です。過去の裁判例や裁決事例をみると、貸付金を近い将来に回収ができるかという観点からすれば、申告者側に非常に厳しい判断がなされていると感じます。安易に「貸付金の回収が不可能又は著しく困難」として例外的評価が適用できると判断してしまうと大誤算となるおそれがありますので、注意が必要です。

(2) オーナーの貸付金と納税資金

貸付金は、会社の資産や収益力からみて返済可能であれば、実際に返済を受け相続税の納税資金などとして利用できますので、特に問題はありません。しかし、相続税における貸付金は、会社が債務超過や経常利益が赤字の状態のため申告期限までに回収できない場合であっても、基本的に課税対象となります。貸付金の金額が大きい場合は、多額の相続税が発生し納税できない事態になりかねません。このような場合は、相続税の負担を軽減するため貸付金を削減する生前対策が必要になってきます。

(3) オーナーの借入金と保証債務

オーナーの会社からの借入金は、相続税の債務控除ができます。ただし、相続直前の借入金や多額の借入金は、用途が明らかでなくその

第2章 貸付金・借入金の生前対策

第1 会社への貸付金

1 貸付金の贈与

〔Q9〕 貸付金の贈与とは



役員借入金を減らす手法として、貸付金の贈与が広く活用されていると聞きました。具体的にはどのような手法なのでしょうか。また、活用するに当たって留意すべき点を教えてください。



役員（オーナー）の会社に対する貸付金を親族等に贈与し、役員借入金を削減する手法です。
金銭貸借関係の直接的な解消にはなりません。贈与税の基礎控除等をうまく使いながら贈与をすることで、役員（オーナー）に相続が発生した場合の相続税を節税することができます。

活用する際には、相続発生までの期間や、二次相続などに留意する必要があります。

解 説

1 貸付金の贈与

役員（オーナー）の会社に対する貸付金を親族等に贈与して役員借入金を削減する方法が「貸付金の贈与」の手法です。

貸付金は、役員（オーナー）から贈与を受けた親族等に移転するので金銭貸借関係の直接的な解消にはなりません。しかし、贈与税の基

基礎控除等をうまく使いながら、次世代に贈与することは役員（オーナー）の相続税の節税としては有効な手段となります。

仮に、贈与を受けた時点では会社の経営が厳しい状況であっても、後に業績が回復し、弁済を受けることができれば、受贈者にとっては現実的な資金援助を受けることにもなり、まさに本来の意味での贈与となります。

2 贈与の手法

貸付金の贈与の手法としては、「暦年課税」、「相続時精算課税」の選択できる2つの贈与税の課税制度の活用が考えられます。各制度の選択のポイントについては〔Q10〕を参照してください。

（1）暦年課税の活用

暦年課税の場合、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、基礎控除である110万円を控除した残額に対して贈与税（累進税率、最大55%）が課せられます（相税21の2・21の5、租特70の2の4）。つまり、贈与額が年間110万円以内であれば、贈与税の負担なく貸付金を受贈者に移転することが可能です。

ただし、暦年課税には「生前贈与加算」があるため注意が必要です。生前贈与加算とは、亡くなる前の一定期間内に相続人へ贈与した財産（基礎控除110万円部分を含みます。）を、相続税の計算上において被相続人の相続財産に持ち戻す（加算する）制度です（相税19）。

令和5年の相続税法の改正により、令和6年1月1日以降の贈与財産から、生前贈与加算の対象期間が相続開始前3年以内から7年以内に延長されており、延長された4年間については受けた贈与のうち100万円を控除した金額を加算することとなっています。生前贈与加算の年数は段階的に延長されており、令和6年以降の贈与であれば7

第3章 貸付金・借入金の相続

第1 会社への貸付金

〔Q36〕 多額の貸付金に関する相続時の問題とは



オーナーは、会社に対して多額の貸付金があります。オーナーが亡くなった場合には、どのようなことが問題となりますか。



会社に対する貸付金は、オーナーが亡くなった場合、原則として、そのまま相続税の課税財産となり元本と利息の合計額で評価されます。その貸付金は、会社の財務状況からみて、返済を受けることが可能であれば、相続税の納税資金が確保でき問題は生じません。しかし、会社が債務超過や赤字経営の状態が継続しており、近い将来に返済を受けることができない場合には、相続税の納税額が大きくなり、納税資金が不足するおそれがあります。

解説

多額の貸付金がある場合、相続をきっかけに、相続人や会社に問題が発生するおそれがあります。

1 貸付金の相続税評価額について

貸付金の相続税評価額は、原則として、元本と利息の合計額により評価すべきとされています。裁決や裁判例をみると、相続人等が会社の状況から到底返済できるような状況にないと考えてゼロ円で評価し

ても、その考えが認められていない事案が多数あります。

貸付金が相続税の課税財産となるため、多額の貸付金があると相続税の納税額が大きくなります。加えて、貸付金を直ちに回収することができない場合には、相続税の納税資金が不足するおそれがあります。

将来的に会社の経営状況が回復し、貸付金の返済を受けることができればよいのですが、会社から貸付金の返済を受けることができなかったとしても、後から相続税が戻ってくることはありません。

2 会社の経営危機を招くおそれ

多額の貸付金があると相続税の納税額が大きくなり、納税資金が不足するおそれがあります。被相続人から会社の運転資金を借り入れて経営を継続していた場合には、相続人の経営判断により、相続を機に廃業せざるを得ない事態が生じるおそれがあります。

第4 貸付金債権の回収が可能とされた事例

〔事例10〕 貸付金債権の評価について、金融検査マニュアル等を挙げて、画一的な財産評価基本通達による評価を避け、通常人の常識的見地から債権の回収可能性を個別具体的に判断すべきとの主張に対し、そのような評価方法では債権の回収可能性を客観的に担保することができないとされた事例

【東京高判平21・1・22税資259－7（順号11120）】

事案の概要

- ① 原告Xは、被相続人AのB社に対する貸付金債権（以下「本件債権」という。）について、Xが相続するとして、本件債権を額面どおりの価額で評価し、他の相続財産と併せて相続税の申告をした。
- ② B社は、Xが代表取締役を務める同族会社であり、その経営は事業による利益に加えて、同族株主、役員等の経済的支援によって運営されてきた。
- ③ B社は、Aの相続開始前の数事業年度にわたって多額の未処理損失があり、そのため債務超過であり、その経営は厳しい状況にあった。
- ④ B社は、Aの相続開始から約2年後に廃業・解散した。
- ⑤ Xらは、本件債権を無価値として評価すべきだったなどとして更正請求をしたのに対し、Y税務署長は、更正すべき理由がない旨の通知処分をした。

当事者の主張

◆原告らの主張

本件債権は、以下のことから、回収が不可能又は著しく困難であったから、ゼロ円と評価すべきである。

(1) 財産評価基本通達6項は「この通達の定めによって評価することが著しく不相当であるときは国税庁長官の指示を受けて評価する」と定め、個別評価の必要性を示唆している。本件債権の評価に当たっては、通常人の常識的な見地からみて、本件債権の回収が不可能又は著しく困難と認められる場合、その回収可能性を否定し、担保力なしとして評価するのが合理的である。

例えば、金融庁検査局の金融検査マニュアルにおける債権の評価では、債権者の格付けについては、破産手続開始等の形式的要素のみならず実質的要素を重視して、実質的に破綻している者は形式的にも破綻している者と同様に扱うと共に、その債務者に対する貸付金等債権についてランク分けをするという手法を用いていることから、実質的な判定を行うべきである。

(2) B社がAの相続開始の前後4年間にわたり5,000万円余りの経常損失を計上し、資産はほとんどなく負債は多額であり、銀行から融資を断られ、退職者が多く人的組織が瓦解して、競業他者との関係も不利であり、現に相続開始後に解散、清算がされた。このことから、通常人の常識的な見地からみて、本件債権が回収不能又は著しく困難な場合に当たる。

◆被告の主張

本件債権は、以下のことから、財産評価基本通達205に定める「その他その回収が不可能又は著しく困難」とは認められない。

(1) 相続財産の評価は、客観的な交換価値によるべきであるが、

これを個別に評価する方法を採ると、基礎資料の選択の仕方等によって評価が異なり、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあるから、財産評価基本通達の方法によらないことが正当として是認される特別の事情がある場合を除き、財産評価基本通達に基づき評価すべきである。

財産評価基本通達205に定める「その他回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、債務者の営業状況、資産状況等が客観的に破綻していることが明白であって債権の回収見込みのないことが客観的に確実であるといえるときである。

(2) B社は相続後も2年近く営業を続け、同社の収入は増加傾向にあり、同社の借入金には被相続人A及びXからのもので期限も利息の定めもなく、同社は解散に至るまで主力銀行と当座取引を継続していた。

裁判所の判断

1 債権の評価基準

(1) 相続税法22条に規定する時価の意義

相続税法22条にいう時価とは、相続の場合、相続開始時における当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。

(2) 財産評価基本通達による時価算定の合理性

課税実務上、相続税法に特別の定めがあるものを除き、相続財産の一般的な評価基準が財産評価基本通達により定められ、その評価方法により相続財産を評価することとされている。このことは、上記の客観的な交換価値を個別に評価する方法をとると、評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じ、また、課税庁の事務負担が加重となって課税事務の迅速な処理が困難になるおそれがあることから、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減等の見地からみて

合理的であるという理由に基づくものと解される。したがって、財産評価基本通達の内容が相続税法22条の規定に照らして合理的なものである限り、財産評価基本通達により定められた評価方式により相続財産を評価すべきである。

（3） 財産評価基本通達204及び205の合理性

財産評価基本通達204は、貸付金債権等の価額は、原則として元本の価額と利息の価額との合計額によって評価すると定め、財産評価基本通達205は、同通達204の定めにより貸付金債権等の評価をする場合において、例外的に、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において財産評価基本通達205(1)ないし(3)に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しないと定めている。上記の財産評価基本通達205(1)ないし(3)に掲げる金額に該当するときのうち、同項(1)に掲げる金額に該当するときは、支払停止、支払不能等の状態にある債務者について法的倒産処理手続等がとられている場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額に該当するときにいい、同項(2)及び(3)に掲げる金額に該当するときは、債権者と債務者の契約により債権の免除等がされたときの免除等の金額に該当するときにいうものと解される。加えて、財産評価基本通達205は、同項(1)ないし(3)の事由のほか、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」も前項による評価の例外的事由として掲げているが、これが財産評価基本通達205(1)ないし(3)と並列的に規定されていることは明文上明らかである。このような財産評価基本通達205の趣旨及び規定振りからすると、同項にいう「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、同項(1)ないし(3)の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるときであると解するべきであり、同

項(1)ないし(3)の事由を緩和した事由であると解することはできない。

以上によれば、財産評価基本通達204及び205は、貸付金債権の評価を原則として額面の評価によることとし、例外的に債権の回収が不可能等であることについて客観的に明白な事由がある場合に限り当該部分について元本に算入しない取扱いをすることとしているものであるから、この定めは、相続税法22条を具体化した基準として合理的なものとして解される。

(4) Xの主張（金融検査マニュアル等による評価）について

Xは金融庁の検査マニュアル等を挙げて、本件債権の回収可能性については画一的な評価を避け、個別具体的に判断すべきと主張する。

しかし、金融検査は金融庁が金融システムの安定と再生を図ること等を目的として金融機関を検査しているものであるところ、金融検査マニュアルは、その検査の際、金融庁の検査官が用いる手引書として位置付けられているものであり、各金融機関においては、このマニュアル等を踏まえて創意工夫して、より詳細なマニュアルを作成し、金融業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待されるというものである。そうすると、金融検査マニュアルと財産評価基本通達はその趣旨目的を異にするものであり、相続税における財産の評価の際に、財産評価基本通達によらないで、銀行等の金融機関の業務の健全性と適切性の確保のために用いられる金融検査マニュアルを使用するのは到底合理的とは認められない。

2 財産評価基本通達による本件債権の評価

本件債権については、B社は、同族会社であって、その経営は事業による利益に加えて、同族株主、役員等の経済的な支援により維持運営されてきたものであること、Aの相続開始前から数事業年度にわたって多額の未処理損失があり、そのため債務超過であり、その経営は

厳しい状況にあったと認められる。しかし、B社の多額の未処理損失は大半が同族役員からの借入金であり、同族会社が同族株主、役員等からの経済的な支援等を受けて維持運営されるのは異例のことではなく、また、経常的に業務を維持運営している会社が計算書類上の債務超過の状態にあるからといって、これを目にして倒産状態にあるというのは早計にすぎるといわなければならない。

本件債権については、財産評価基本通達205を適用すべき事由は認められないから、財産評価基本通達204に基づき、本件債権の元本により評価することは相当である。

コメント

本事例は、財産評価基本通達205に定める「その回収が不可能又は著しく困難と認められるとき」の該当性について、その趣旨及び規定振りから、同通達の205(1)ないし(3)の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのために債権の回収可能性がないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいうと解釈しています。その上で、B社は相続開始時において経営が厳しい状況にあったことは認められましたが、借入金の大半が同族役員からのものであり異例ではないこと、また、債務超過の状態にあることをもって経済的に破綻しているとはいえないとされ、本件債権は元本で評価するのが相当とされました。

会社に対する貸付金は、経営者や顧問税理士がその回収可能性を最も理解しており見極められるのが現実かもしれません。しかし、その見方や判断方法は各人の経験により様々となってしまいうでしょう。そのため、相続税における貸付金債権の評価は、基本的に財産評価基本通達204、205により画一的に行われることとなります。金融検査マニュアルなどは、それ自体が合理的な基準であっても、財産評価基本通

達とはその趣旨や目的が異なるなど、財産評価基本通達に定める債権の回収可能性についての客観的な判断を担保することができないため認められません。

また、B社は、Aの相続開始から約2年後に廃業・解散しており、実際に本件貸付金の回収ができないことが明らかになったため、更正請求したものと思われます。しかし、相続財産の評価に当たっては、相続開始時の現況に基づき評価することとされているため（評基通1（2））、相続後の廃業・解散は、相続後の事情であり直ちに判断に影響を与えないと考えられます。その意味で、相続開始時の現況に基づき判断された本事例は妥当なものといえるでしょう。



新日本法規